

第7期第31回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年1月25日(木) 午後4時30分から午後5時02分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3.出席委員 ○(23名)

4.欠席委員 △(4名)

1番	小 岸 元 気	○	10番	田 代 英 孝	○	19番	佐 田 正 彦	○
2番	中 田 賢 大	○	11番	小笠原 正 実	○	20番	森 山 幸 治	○
3番	辻 勉	○	12番	清 瀬 利 一	○	21番	伊 藤 正 人	○
4番	山 本 好 一	○	13番	毛 利 武	○	22番	貞 廣 賢 治	○
5番	清 野 薫	○	14番	鈴 木 秀 子	○	23番	平 島 道 弘	○
6番	梅 藤 勝	△	15番	林 利 輝	○	24番	青 木 茂 美	○
7番	山 谷 和 彦	△	16番	藤 岡 健 人	○	25番	藤 江 政 利	△
8番	宇南山 浩 利	△	17番	石 崎 代 里 子	○	26番	佐々木 保 成	○
9番	永 田 寿 明	○	18番	中 澤 浩	○	27番	中 島 勝 美	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地中管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件

第8 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第9 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁ー事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局ー支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7.会議の概要

事 務 局 長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席は、6番・梅藤委員、7番・山谷委員、8番・宇南山委員、25番・藤江委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第31回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、10番・田代英孝委員、11番・小笠原正実委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案4件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりでありますので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページから3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で9件・29筆・25,752.92㎡となっています。

1番については、貸主の意向によりするものです。

2番については、借主の意向により解約するものです。

3番、4番については、諸事情により一度解約するものです。

5番から7番につき、農地保有合理化事業により所有権が北海道農業公社になるため、解約に至ったものです。

8番、9番については、借主の経営規模縮小により解約するものです。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。

報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題と

議	長	いたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 1月につきましては、議案に記載のとおり、1月15日に川西地区委員会、川東地区委員会、1月10日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果適当と判断しております。 また、農地中間管理事業に関する利用集積等促進計画の利用権設定1件についても審議した結果、適当と判定しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定15件について審議した結果、適当と判断しております。 穂別地区委員会では、農地中間管理事業に関する利用集積等促進計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 報告第3号「農地中管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第3号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書7ページになります。 1番については、設定人の要望により賃貸借するものです。 事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 8ページと9ページに図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、決定

主	査	くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
15	番	1 番について現地を確認してきましたので報告します。 が に賃貸借する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 7 議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	議案第 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件につきましてご説明を申し上げます。 議案書 11 ページをお開き願います。 本件につきましては、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものです。 北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借により利用権の設定を行うこととなります。 11 ページから 14 ページに、農用地等の内容、チェックリスト等を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明がおわりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 2 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第２号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第８ 議案第３号「旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する」を議題といたします。
なお、本案件中、[REDACTED]、[REDACTED]が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主査 議案第３号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書１６ページから、所有権移転４件です。
先ほど報告第３号でご報告いたしました、買入協議に伴う所有権移転となっております。所有権の移転時期は令和６年１月２９日となっております。
続きまして２１ページから、利用権設定１６件です。
１番については、設定人の意向により新たに利用権を設定するものです。
２番から１０番については、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。
１１番から１３番については、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。
１４番から１６番については、設定人の意向により新たに利用権を設定するものです。
以上、所有権移転４件５筆、利用権設定１６件４４筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面につきましては、所有権移転関係は１７ページから２０ページに、利用権設定関係は２５ページから４０ページに添付しておりますので、ご確認願います。
|
以上で議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第３号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 3 号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 9 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 42 ページから、利用権移転 2 件です。

こちらの 2 件ですが、それぞれ農地中間管理権が設定されており、経営移譲したことによる利用権を移転するための農用地利用集積等促進計画案となっております。

農地中間管理機構が北海道の告示により利用権を設定することとなっており、その農地の耕作者の変更には、所有者の同意は必要なく、これまでの耕作者と新たな耕作者の同意があれば手続きを進めることが可能となります。

この計画案を決定した後の流れを申し上げますと、町から農地中間管理機構へこの計画案を提出し、その後、知事が認可、公告を行い、被設定人に賃貸借されることとなります。道の公告日が制度上の変更日となるため、開始日が令和 6 年 2 月 29 日となっており、終期については、農地中間管理機構へ利用権を設定した日付となっております。

43 ページと 44 ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明がおわりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第 4 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 4 号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。